

令和 4 年 4 月 25 日

令和 4 年網走市議会第 3 回臨時会 議案

令和4年網走市議会第3回臨時会 議案

番号	議案番号	件名
1	議案第1号	令和4年度網走市一般会計補正予算
2	議案第2号	令和4年度網走市国民健康保険特別会計補正予算
3	議案第3号	網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
4	議案第4号	網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
5	議案第5号	網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
6	報告第1号	網走市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について
7	報告第2号	網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

議案第 1 号

令和 4 年度網走市一般会計補正予算

令和 4 年度網走市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 21,020 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24,021,019 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

- 第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 4 年 4 月 25 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12.地方交付税		6,452,000	3,000	6,455,000
	1.地方交付税	6,452,000	3,000	6,455,000
20.繰入金		1,524,580	16,020	1,540,600
	1.基金繰入金	1,500,093	16,020	1,516,113
22.諸収入		1,158,330	2,000	1,160,330
	4.雑収入	252,944	2,000	254,944
歳入合計		23,999,999	21,020	24,021,019

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2.総務費		2,824,993	2,000	2,826,993
	1.総務管理費	2,414,831	2,000	2,416,831
7.商工費		2,458,843	3,000	2,461,843
	1.商工費	2,034,124	3,000	2,037,124
10.教育費		2,261,808	16,020	2,277,828
	1.教育総務費	320,271	16,020	336,291
歳出合計		23,999,999	21,020	24,021,019

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
令和 4 年度農業担い手応援 資金利子補給契約	令和 5 年度から 令和 28 年度	6 0

議案第 2 号

令和 4 年度網走市国民健康保険特別会計補正予算

令和 4 年度網走市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,773 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,316,364 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 4 月 25 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6.国庫支出金		0	1,773	1,773
	1.国庫補助金	0	1,773	1,773
歳入合計		4,314,591	1,773	4,316,364

歳出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2.保険給付費		2,852,288	1,773	2,854,061
	1.保険給付費	2,852,288	1,773	2,854,061
歳出合計		4,314,591	1,773	4,316,364

議案第3号

網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年4月25日提出

網走市長 水谷 洋 一

網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例の特例に関する条例（平成11年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の次に次の1項を加える。

（令和4年5月に支給する給料月額の特例措置）

- 4 令和4年5月に限り、第3条第1号中「836,000円」とあるのは、「752,400円」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年4月25日提出

網走市長 水谷 洋一

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例

網走市国民健康保険条例（平成15年条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第7条中「平成31年度分、令和2年度分及び令和3年度分」を「平成31年度分から令和4年度分」に、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の網走市国民健康保険条例附則第7条の規定は、令和4年4月1日から適用する。

議案第5号

網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

網走市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年4月25日提出

網走市長 水谷 洋一

網走市介護保険条例の一部を改正する条例

網走市介護保険条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第8条中「平成31年度分、令和2年度分及び令和3年度分」を「平成31年度分から令和4年度分」に、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の網走市介護保険条例附則第8条の規定は、令和4年4月1日から適用する。

報告第1号

網走市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

網走市税条例の一部を改正する条例制定について緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年4月25日提出

網走市長 水谷 洋 一

専 決 処 分 書

地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 133 号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 27 号）が令和 4 年 3 月 31 日にそれぞれ公布され、同年 4 月 1 日から施行されることとなり、網走市税条例の一部を改正する条例制定について緊急を要するため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

網走市長 水 谷 洋 一

網走市税条例の一部を改正する条例

網走市税条例(平成 15 年条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項第1号オ中「(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)」を削る。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第 73 条の 2 第 1 項中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

第 73 条の 3 第 1 項中「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

附則第 10 条の 2 第 3 項中「附則第 15 条第 16 項」を「附則第 15 条第 15 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 23 項」を「附則第 15 条第 22 項」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 24 項第 1 号」を「附則第 15 条第 23 項第 1 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 24 項第 2 号」を「附則第 15 条第 23 項第 2 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 24 項第 3 号」を「附則第 15 条第 23 項第 3 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号」を「附則第 15 条第 24 項第 2 号」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号イ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号ロ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号ハ」を

「附則第 15 条第 26 項第 1 号ハ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号ニ」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号イ」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号ロ」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号ハ」に改め、同条第 17 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号イ」に改め、同条第 18 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号ロ」に改め、同条第 19 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号ハ」に改め、同条第 20 項中「附則第 15 条第 30 項」を「附則第 15 条第 29 項」に改め、同条第 21 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改め、同条第 22 項中「附則第 15 条第 35 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改め、同条第 23 項中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同条第 24 項中「附則第 15 条第 46 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改める。

附則第 10 条の 3 第 9 項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第 11 項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第 12 条第 1 項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあっては、100分の 2.5）」を加える。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の網走市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 4 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 3 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法附則第 15 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

報告第2号

網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分
の報告について

網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について緊急を要する
ため、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したの
で、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年4月25日提出

網走市長 水谷 洋 一

専 決 処 分 書

地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）が令和 4 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることとなり、網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について緊急を要するため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

網走市長 水 谷 洋 一

網走市都市計画税条例の一部を改正する条例

網走市都市計画税条例(平成15年条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の見出し及び同項中「附則第 15 条第 16 項」を「附則第 15 条第 15 項」に改める。

附則第 3 項の見出し及び同項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改める。

附則第 4 項の見出し及び同項中「附則第 15 条第 35 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改める。

附則第 5 項の見出し及び同項中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改める。

附則第 7 項中「100 分の 5」の次に「（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあっては、100 分の 2.5）」を加える。

附則第 15 項中「附則第 8 項、第 10 項及び第 11 項」を「附則第 7 項、第 8 項、第 10 項及び第 11 項」に、「附則第 17 条第 4 項」を「附則第 17 条第 4 号」に、「附則第 17 条第 8 項ロ」を「附則第 17 条第 8 号ロ」に、「附則第 12 項の「前年度分の」を「同項の「前年度分の」に改める。

附則第 16 項中「第 15 項から第 19 項まで、第 21 項、第 22 項、第 26 項、第 29 項、第 33 項から第 35 項まで、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項若しくは第 43 項」を「第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 28 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項、第 40 項若しくは第 44 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の網走市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。